



令和3年度国の予算編成に向けた提案 (案)

令和2年11月
 広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の地方に対する財政支援や、持続化給付金等による事業者への支援、更には「Go To キャンペーン」をはじめとする、経済活動の回復に向けた取組など迅速な対策を講じていただき、感謝申し上げます。

本県でも、引き続き、検査体制の拡充や検査対象の拡大、積極的疫学調査の徹底などの感染拡大防止対策に取り組むことで、感染拡大防止と社会経済活動の両立に全力で取り組んでおります。

また、国におかれましては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「ポストコロナ時代の新しい未来」を掲げ、新型コロナウイルス感染症への対応と経済活動の段階的引上げや激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、デジタル庁の創設など、社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society 5.0の実現を目指した取組を加速していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、県政運営の基本となる新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定し、「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」できる広島県づくりを進めてまいります。

また、本県の強みである「都市と自然の近接性」を最大限生かした、イノベーションを創出する知の集積や集合と、自然豊かで心身が癒される適切な分散をうまく組み合わせ、「適散・適集社会」のフロントランナーとなるよう、関連施策を推し進め、県民一人一人の「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。

本県の様々な施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和3年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議長 中本 隆志

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保

国への提案事項

1 新型コロナウイルスの検査体制の強化

- 新型コロナウイルスとインフルエンザは症状による区別が難しいため、医療従事者が安全かつ迅速に診療・検査できるような手順や方法を明確に示すこと。
- また、先に新型コロナウイルスの検査を行う手法をとる場合には、同時に行う、インフルエンザの疑いがある患者に対する投薬について、診療報酬の対象とするなど、必要な財政措置を講じること。
- 医療機関や介護施設等の職員に対して定期的にスクリーニングができる、簡便かつ迅速な検査方法を示すとともに、財政措置を講じること。

2 必要とされる医療資材の確保

- 「厚生労働省新型コロナウイルス感染症医療機関情報支援システム(G-MIS)」については、報告対象が一部の医療機関に限られていること、入力が煩雑なことなどから、医療資材の充足状況の全体把握ができていないため、報告対象機関の拡大及び操作性の向上を図ること。
- 感染拡大時にも、医療機関が必要な医療資材を購入できる仕組みを含め、安定的かつ迅速に供給できる体制を整備すること。
- 海外からの輸入のみに依存しない、国内での医療資材供給体制の整備を行うこと。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保

国への提案事項

3 医療機関・介護事業所の減収補填

- 新型コロナウイルス感染症に伴う受診自粛などの影響により、医療機関の経営状況が悪化しており、自助努力のみでは経営改善は見込めない状況にあることから、医療提供体制の崩壊を招かないよう、早急に医療機関への財政支援を行うこと。
- また、介護事業所においても同様に、利用控えなどで経営難に陥り、自助努力による改善が困難となるおそれがあることから、経営安定化に向けた財政支援を行うこと。

4 コロナ患者情報等の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化

- 保健所設置市の感染者や疫学調査に係る情報を県へ集約し、県が迅速かつ効果的に緊急事態措置などの施策を実施できるよう、法的な根拠を明確にすること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

- 都道府県が実施する事務の多くを、保健所を設置する市も担うこととされている。
- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(第15条)
- ・ 情報の公表(第16条) など



都道府県と保健所を設置する市との情報共有・連携が不可欠

新型インフルエンザ等対策特別措置法

対策を迅速に実施する観点から、都道府県における対策の総合調整や、感染防止のための協力要請などについて、広域自治体である都道府県に一元化して実施することとされている。

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保
① 新型コロナウイルスの検査体制の強化

課題

- 季節性インフルエンザの流行に伴う、検査需要の増加に対応するとともに、検体を採取する医療従事者への負担や感染リスクの低減を図る必要がある。

【インフルエンザ定点あたり報告患者数(2019/2020)】

全国:993,795人

広島県:21,753人

※ピーク時(広島県):2,613人《12/16-12/22(51週)》

【インフルエンザ抗原検査件数】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29
全国	20,361,187	20,621,027	23,490,324	30,760,809
広島県	558,162	564,691	610,180	780,137

- 医療機関、介護施設等においてクラスターが発生した場合の影響は極めて大きいため、感染防止対策を徹底する必要がある。

広島県の取組/現状

- 県内のPCR検査能力

【PCR検査能力月別推移】 (2020.8月末時点)

	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
県内	1,882	2,818	2,998	3,082	3,403
県外	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
合計	4,182	5,118	5,298	5,382	5,703

- 保健所を介さず、診療所等の医師の判断により迅速に検体採取(唾液)する体制を整備。(2020.10現在)

唾液検査協力医療機関

830医療機関/約1,700医療機関※

※1,700医療機関:県内の内科系医療機関数

- 医療機関や介護施設等の職員に対しスクリーニングのための定期(1か月)的な検査を実施予定。(2020.9現在)

検査対象医療機関

帰国者接触者外来及び地域外来・検査センター

検査対象人数

48機関

約2,880人/月(見込)

検査対象施設数 (高齢者・障害者入所施設数)

475施設

検査対象人数 (施設職員数)

約19,000人

現状/広島県の取組

- 医療機関等への資材の配付状況 (9月11日時点)

配付先	マスク	N95マスク	ガウン	フェイスシールド	使い捨て手袋
感染症指定医療機関等	243万枚	20万枚	86万枚	38万枚	254万枚
一般医療機関	268万枚	4万枚	28万枚	8.3万枚	89万枚
歯科、薬局、軽症者療養施設等	216万枚	7.5千枚	26.5万枚	3.2万枚	61万枚
社会福祉施設等	105万枚	-	10.5万枚	4.5万枚	10.1万枚

- 新型コロナウイルス感染症が引き続き流行しており、医療資材の需要が高い状況が続いている。

【G-MIS報告で把握した県内での1週間の想定使用量】

	サージカルマスク	非滅菌手袋
5月平均	248,164枚	1,688,213枚
6月平均	253,651枚	1,967,202枚
7月平均	260,821枚	2,179,536枚
8月平均	268,800枚	2,434,827枚

【G-MIS報告対象】 243/2,860施設(病院・医科診療所)

※ 歯科診療所、薬局、介護・福祉施設などは対象外

- 流通状況が改善している資材もあるが、流通は不安定で品薄や偏在など懸念される状況は続いており、効率的な供給システムの構築が必要。

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染拡大防止対策と医療等提供体制の確保
② 必要とされる医療資材の確保

課題

- G-MISで医療機関の状況は把握が可能となったが、報告対象が一部の医療機関に限られていること、入力が煩雑なことなどから、全体の把握はできていない。

- 感染拡大時に行政が購入したものを優先的に配布するスキームは整備されているが、供給を必要とする医療機関をすべて把握し、行政が配布することは不可能であるため、医療機関等が自ら購入できるスキームの整備が必要。

- 医療資材の輸入が止まったことが不足の大きな要因となったため、海外からの輸入のみに依存しない、国内企業での供給体制の整備が必要。

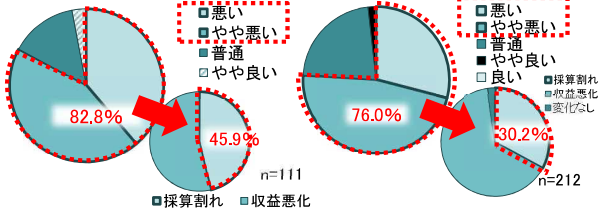
現状/広島県の取組

【医療機関】

○ コロナ禍において医療機関の約8割は経営状況が悪化しており、そのうち、約4割は採算割れの状況になっている。

【病院の経営状況】n=134

【診療所の経営状況】n=279



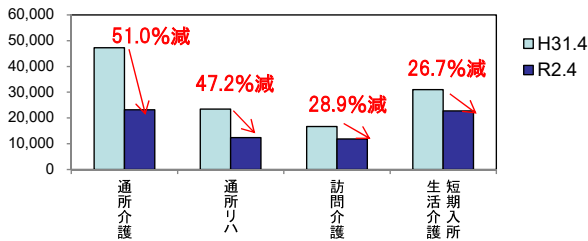
○ 医療機関の約8割が諸経費の削減を行い、また、5割以上が医療資材の調達の見直しを行っている。さらに、オンライン診療といった新たな取組に着手する医療機関が増えている。

出典：新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の経営状況等に関する調査（広島県 令和2年8月実施）対象：県内医療機関1,037施設（病院237施設、診療所800施設（医科500施設、歯科300施設）） 回答率40.2%

【介護事業所】

○ クラスタが発生した地域では、通所サービス、短期入所サービスを提供する事業所において、一時的に収益が大きく減少している。

◆クラスタ発生時(4月)の三次市の介護施設への介護報酬の給付状況(単位:千円)



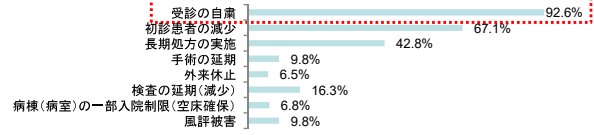
1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保
③ 医療機関・介護事業所への減収補填

課題

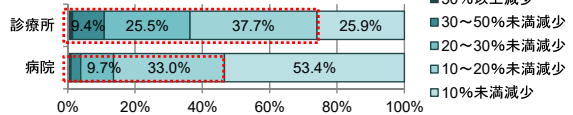
● コロナ禍で経営状況が悪化している主な要因は「受診の自粛」であり、当面の間は医療機関の経営状況の悪化は続く予想される。

【経営悪化の要因】



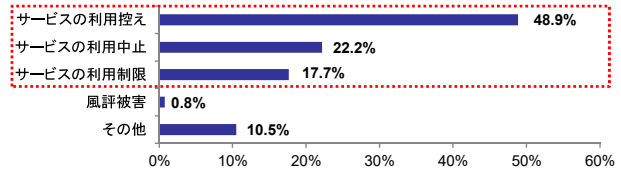
● 小規模な医療機関ほど収入の減少割合が大きくなっており、このままの状況が続くと、地域の医療提供体制の崩壊につながる恐れがある。

【外来患者の収入減少率(対前年:7月)】



● 介護事業所の収益減少の最も大きい要因は「サービスの利用控え」、「サービスの利用中止」であり、感染拡大の状況によっては、事業所の経営が逼迫するおそれがある。

【県内の通所、短期入所サービス事業所の最も大きい収益減少の要因(n=266)】



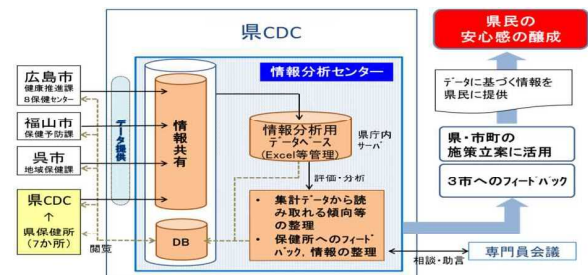
出典：新型コロナウイルス感染症による経営状況への影響に関する調査（広島県 令和2年8月実施、対象：県内の介護事業所）

現状/広島県の取組

- 県内で発生した新型コロナウイルス感染者の約8割が、保健所を設置する3市(広島、福山、呉)において確認されている。
- 県と保健所を設置する3市が協力して、情報分析センターを立ち上げ、クラウドシステムの活用により情報の一元管理を行う感染情報分析事業※に取り組んでいる。

※ 積極的疫学調査を通じて得た、立寄り先や他者との接触時間などの行動履歴、症状などのデータを分析し、感染予防や感染拡大防止に向けた県民への情報発信を行う。

【情報分析センター業務フロー図】



○ クラスタ発生時には、県から市の保健所にリエゾンを派遣している。

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 感染症拡大防止対策と医療等提供体制の確保
④ コロナ患者情報等の都道府県への集約化に係る法的根拠の明確化

課題

● 感染症法に基づき、保健所を設置する市が県と同様の立場で収集している感染者情報について、個人情報への配慮から、市と県の間で情報が共有されない場合がある。

● 一方、新型インフルエンザ等対策特別措置法により緊急事態措置などの施策は、広域自治体である県が総合的に推進することとされており、感染症対策を、より一層効果的で効率的に実行するためには、保健所を設置する市との、適時適切な情報共有が不可欠である。

● このため、感染情報の一元管理について、法的な根拠を明確にし、整合性ある対策の実施を確保する必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ① 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 地域公共交通確保維持改善事業の拡充

- 県民の日常生活に不可欠な公共交通の路線等の維持・確保を目的とした、地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助, 離島航路運営費等補助)について, 制度の拡充を図ること。
 - ・ コロナ禍を踏まえ, 運行効率を求める調整項目(カット項目)の緩和による補助対象限度額の引き上げ
 - ・ 災害等に関する措置条項の適用による十分な補助金額の確保

2 交通事業者支援制度の創設

- 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少により, 経営状況が悪化した交通事業者の維持のため, 当面の間, 給付型の財政支援を講じること。

【提案先省庁: 国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

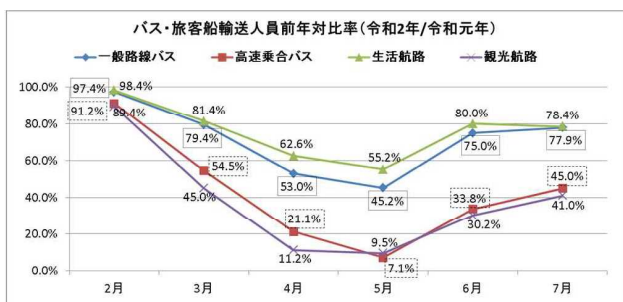
(2) 経済活動等の支援

① 生活交通の維持確保のための支援

現状/広島県の取組

【広島県の現状】

- 公共交通事業者については, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国の緊急事態宣言に伴う外出自粛要請などにより, 利用者数や収益が大きく落ち込んでおり, 要請解除後も, 感染への懸念やマイカーへの転換などにより完全に利用が戻っていない状況がある。
- 一方で, 休業要請期間中は, 休業要請の対象とされず, 減便なども三密回避に配慮しながら実施していたことから, 大幅な運行経費が削減できない中, 感染防止対策に要する経費が増加するなど, 地域の生活を支える路線の維持が困難となっている。



【広島県の対応状況】

	予算額	対応策
4月補正	22百万円	公共交通事業者に対するマスク購入支援による事業者が行う感染防止策に要する経費への対応
6月補正	42百万円	広域生活交通路線確保維持費補助金(県補助金)の補助要件緩和による, コロナウイルスの影響に伴う利用者が減少への対応
6月	—	地域間幹線系統確保維持補助金(県協調分), 広域生活交通路線維持補助金(県補助金)について概算払い制度の創設
9月補正	38.5億円	運行継続支援金(給付型), 需要喚起・感染防止対策設備投資補助金の創設

課題

- 現行の補助要件については, 次のとおり課題がある。
 - ・バスについては, 外出自粛に伴う利用者数の減少により, 補助対象外となる系統があることや, 各種の運行効率化を求める調整項目(カット項目)があるため, コロナウイルスの影響によって赤字幅が増加しても, 補助額に反映されない。
 - ・離島航路については, 災害等に対応する措置条項があるものの, 国から適用について示されていない。
 - ・新しい生活様式の定着などにより, 感染拡大前ほどの公共交通の利用が見込めない恐れがあり, 公共交通事業者が安定的に継続していけるか懸念が大きい。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ② 国際線航空ネットワーク維持

国への提案事項

1 広島空港における検疫体制の充実・強化

- 地方空港の国際線の回復には水際対策が重要となることから、空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

2 航空会社に支援を行っている自治体への財政措置

- 国際線航空ネットワークを維持するため、運休中も航空会社が負担している事務所賃貸料等の固定経費及び運航経費に対し支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

3 感染症収束時における航空会社に対する支援の実施

- 感染症が収束した段階においては、着陸料の減免等、航空会社に対し、路線の回復に必要な支援を行うこと。

【提案先省庁：厚生労働省，国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

② 国際線航空ネットワーク維持

広島県の取組

- 県は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅客需要の激減等により、広島空港国際定期路線の維持が困難な状況となっていることを踏まえ、各路線を運航する航空会社に対して事務所賃貸料等の固定経費及び運航経費に対する支援を行っている。

令和2年3月下旬以降、広島空港の国際線は全路線運休中

《通常ダイヤ》

大連・北京5，上海7，台北7，香港4，バンコク3

※週当たりの往復便数(5路線26往復便数/週)

課題

- 国際線が回復する段階においては空港の検疫体制の強化が必須であるものの、地方空港における体制強化の道筋が全く示されていない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が、当初見込みより長引き、路線を運航する航空会社の財政状況は悪化しており、地方空港における国際定期路線維持がより困難となっている。
- 感染症の収束後もすぐには需要の回復が見込めないため、着陸料の減免等、便数回復への後押しとして支援が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ③ 就労系障害福祉サービス事業所に対する支援

国への提案事項

就労系障害福祉サービス事業所に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が著しく滞っている就労継続支援事業所における障害者の働く場と収入を確保するため、事業所に対する経営力向上、販路開拓など必要な支援策と十分な財政措置を講じること。
- 特に、雇用調整助成金の対象とならないB型事業所利用者の工賃減少に対応するための恒久的な制度を創設すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

③ 就労系障害福祉サービス事業所に対する支援

国・県の対応状況

- 就労継続支援A型事業所については、利用者に休業手当を出した事業所に対し国の制度である雇用調整助成金が給付されている。
- 県としては、国の補正予算による補助事業を活用し、生産活動収入が相当程度減少した就労継続支援事業所に対し、生産活動の維持や活性化に必要な経費を最大50万円まで支援する事業を実施している。
- また、共同受注窓口の営業人員の配置や、オンライン販売機能の追加、公共機関・施設における販売機会の確保、経営改善研修等、受注・販売の拡大に向けた支援を行っているところである。

課題

- 就労継続支援B型事業所は、雇用調整助成金の対象となっておらず、生産活動の低迷に伴う利用者の工賃の減少に対応できない。
- 国の補正予算による補助金は、利用者の工賃に充てることができず、また、上限額の50万円は、生産活動収入の減少に対応する上で十分な額とは言えない。
- 生産活動の低下に伴う利用者の減少により、事業所の経営が厳しい状況にある。

【1事業所当たり実績(平均値)の対前年同月比】

項目	対前年同月比			
	3月	4月	5月	
① 生産活動収入	A型	▲8.3%	▲18.7%	▲17.1%
	B型	▲2.5%	▲23.8%	▲20.2%
② 賃金又は工賃	A型	4.2%	0.5%	▲2.3%
	B型	8.9%	▲2.0%	▲1.0%
③ 延べ利用者数	A型	▲8.8%	▲10.4%	▲10.1%
	B型	2.2%	▲6.5%	▲7.8%

就労継続支援事業所へのアンケート調査結果(広島県実施)

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ④ 観光需要の回復

国への提案事項

1 官民一体となった観光消費キャンペーンの実施

- 観光関連産業が受けているダメージは大きいことから、新型コロナウイルス感染症の収束状況や観光需要の回復状況等を勘案した上で、官民一体型の消費喚起に向けた施策や観光関連産業への経営支援施策を、地方と十分に連携しながら、適切に実施すること。
- また、その実施にあたっては、特定の地域や業種に効果が偏ることが無いよう、バランスに配慮するとともに、学校教育等に配慮しつつ、新たな国民の休日の創設等によって、観光需要の喚起と時期の分散を図ること。

2 地方の観光振興施策への支援

- 地方が各地域の実情に応じて、創意工夫した観光振興施策を、引き続き推進できるよう、財政的支援を講じること。

【提案先省庁：国土交通省、観光庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

④ 観光需要の回復について

現状／広島県の取組

- 県内の主要観光施設15か所からの推計では、本県の総観光客数は、6月の移動自粛要請の緩和以降、徐々に上向いているものの、引き続き例年に比べ大幅な減少となっている。
- また、外国人(延べ宿泊者数)については、我が国での検疫強化や多くの国で渡航制限の措置が取られていること等から、低迷が続いている。

<本県の観光客の状況(R2年)>

区分	単位:万人							計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
総観光客数(※1)	477	440	281	133	114	204	302	1,949
前年比	106%	106%	51%	21%	16%	43%	55%	51%
延べ宿泊者数(※2)	71.0	70.8	52.1	26.0	20.3	32.9	47.1	320.2
前年比	95%	92%	51%	24%	19%	38%	50%	49%
延べ外国人宿泊者数(※2)	6.4	4.3	2.2	0.3	0.2	0.2	0.4	13.9
前年比	92%	69%	19%	2%	2%	2%	3%	18%

※1 総観光客数は、県内主要観光施設15か所のモニタリング数値の割合から算出した推計値
※2 延べ宿泊者数、延べ外国人宿泊者数は、観光庁 宿泊旅行統計調査による(速報値)

【本県における取組状況】

- 観光関連事業者の経営支援や安全・安心な観光地づくりを図りつつ、観光誘客を促進していく必要があることから、地方創生臨時交付金を活用し、施策に取り組んでいる。

課題

- 7月下旬から開始されたGo Toトラベル事業など、国の観光消費の喚起に向けた施策には、本県としても期待するところであるが、観光関連産業が既に受けたダメージは大きく、継続的な観光消費の喚起が必要である。
- また、観光需要の効果的な回復に向けては、国の取組と地域の実情を把握している地方独自の取組とを効果的に連携させ、取り組んでいくことが重要であり、そのための地方の観光振興に要する財源確保も必要となっている。

(本県の施策例)

- ・クラウドファンディングを活用した観光関連事業者による資金調達への支援
- ・宿泊プラン割引、旅行プラン割引に対する経費の支援など

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ⑤ スポーツ・文化芸術活動の推進

国への提案事項

1 新しい生活様式に沿う新たなスポーツ参画の推進

- 「する」「みる」「ささえる」といったスポーツへの関わり方を「新しい生活様式」に沿ったものへ転換・展開していくため、プロスポーツや競技団体、スポーツ産業などからの提案や取組に対し、積極的かつ柔軟に支援できるよう、幅広く自由度が高い財政的支援制度を創設すること。

例 ・ スポーツ大会や試合等の新たな観戦機会の提供に向けた動画配信やVRの導入
・ VRやウェアラブル端末を活用した新たなトレーニング方法の導入
・ オンラインを活用した遠隔地での試合・対戦の導入 など

2 新しい生活様式に沿う新たな文化活動への参画の推進

- 文化芸術活動の再開については、最先端技術や事業者を対象とした支援のみではなく、文化芸術活動の大部分を占める地域のアマチュアによる活動や、オンラインでは活動し難い神楽をはじめとする伝統文化など、地域に根差した文化活動も支援の対象とすること。また、文化芸術活動を再開させるためには長期間を要することから、継続的な支援を行うこと。

【提案先省庁：スポーツ庁，文化庁】

現状／広島県の取組

【現状】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、スポーツ・文化施設の利用休止・制限、プロスポーツ、大規模なスポーツ大会・イベントの中止や入場者数制限など、スポーツ・文化を「する」「みる」「ささえる」機会が喪失・減少している状況にある。
- 文化芸術分野において収入を得ている「事業者」に対する支援制度や最先端技術を活用した収益性強化の実践に対する支援制度はあるが、地域で活動する芸術団体（神楽団や合唱団などの非事業者）に対する支援が行われていない。

【広島県の取組】

- 未来につなぐスポーツ支援事業[R2.9月補正予算]
 - ・ スポーツイベントの入場制限等により経営が圧迫されている地元プロスポーツチームに対する支援や、コロナ禍におけるスポーツ応援の新たな仕組みの構築に向けたデジタル技術を活用した収入確保策の検討。また、感染拡大予防ガイドラインに沿った競技大会の開催に向けた感染防止対策や、強化選手に対するオンライントレーニングの実施に係る経費補助。
- 文化芸術イベント等開催支援事業[R2.9月補正予算]
 - ・ 文化芸術関係イベント主催者が県内でイベントを開催する際必要となる会場費や新型コロナウイルス感染拡大防止措置経費を補助。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

⑤ スポーツ・文化芸術活動の推進

課題

- 緊急事態宣言解除後においても、身体的接触を伴うスポーツの練習、試合の制限、大規模なスポーツ大会・イベントの実施、観覧を伴うプロスポーツの展開は限定的となり、プロスポーツチームの経営悪化や、アマチュアスポーツにおける競技力の低下、スポーツ実施率の低下による心身の健康の喪失などの問題の長期化が想定される。
- 新しい生活様式において、身体的接触や密接・密集を避けつつ、人々が様々な形でスポーツ・文化活動に参画し、健康で活力ある生活を享受できる環境を整えていくためには、従来のスポーツ・文化への関わり方を「新しい生活様式」に沿ったものへ転換・展開させていく必要がある。
- オンラインでは活動し難い、地域の文化団体も包括した支援策がなく、また文化芸術活動の再開に見通しがたない中、長期的に文化芸術への回帰を図るための支援策が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ⑥ 国内の設備投資促進の強化

国への提案事項

国内生産拠点等への設備投資に対する支援強化，継続

(サプライチェーン対策等)

- 新型コロナ拡大により，設備投資を決定した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮されることから，「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の予算措置など，来年度においても企業の設備投資に対する支援を強化，継続すること。
- 令和3年度以降においても，各都道府県が実施する独自の設備投資への支援策に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に代わる新たな財源確保を行うなど，柔軟で弾力的な措置を講ずること。

【提案先省庁：経済産業省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

⑥ 国内の設備投資促進の強化

現状／広島県の取組

- 補助金の予算額と希望額の乖離
・令和2年7月22日に締め切られた「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については，予算額(2,200億円)と補助希望額(選考採択分を除き，約1兆7,640億円)が大きく乖離している。
- 広島県の取組
・本県においても，企業の投資意欲が減退することが懸念されることなどから，9月補正において，企業立地促進助成制度に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を設けて，設備投資を行う企業への支援を強化したところである。

課題

- 補助金に採択されない場合等において，設備投資を決定した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮される。
- 新型コロナウイルス感染症拡大後では，諸外国においても国内回帰が進むことが想定されることから，外国企業の国内への投資については，より一層の国際競争が激化することが想定される。
- 令和3年度以降，地方での生産拠点整備に取り組む企業に対し，きめ細かな支援を行うため，各都道府県が実施する独自の工場等立地支援策に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用ができない。

国の取組状況等

【サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金】(令和2年7月22日締切)

国内における生産拠点等の整備を進め，製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し，我が国製造業等の滞りない稼働，強靱な経済構造の構築を目指す。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 教育機会の確保

国への提案事項

1 デジタル技術を活用した教育の推進

○ オンライン学習など、デジタル技術を活用した教育の推進を図るため、「デジタル教材」を使用する場合の利用料や、オンライン授業等において著作物を利用する際に必要となる授業目的公衆送信補償金※について、自治体の負担が生じないよう、次のような措置を講じること。

- ・ 関係団体等への財政的な支援など、自治体の負担解消に向けた働きかけ
- ・ 利用料や補償金など自治体の負担に対する補助等の実施

※授業目的公衆送信補償金制度

教育現場での著作物利用について、インターネット送信を利用する場合、従来、個別に著作権者の許諾が必要とされていたが、円滑な著作物利用を図るため、学校設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を利用することができることとした制度で、令和2年度から導入された。令和2年度のみ補償金額は無償。

1 新型コロナウイルス感染症対策 (3) 教育機会の確保

国への提案事項

2 県立高等学校における教育環境の充実

- 高等学校における「一人1台PC端末」の保護者負担による導入に伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯を対象として、地方自治体の実施する端末購入費用を給付する事業に対して、財政措置を講じること。
- 県立高等学校における空調設備の整備に要する経費(設置費・維持管理費)及びトイレの改修(洋式化等)に要する経費について、財政措置の充実等を図ること。

3 大学生に対する支援

- 経済的な困窮により修学を断念する学生が生じないよう、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金事業について、必要な財源措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，文部科学省，文化庁】

現状／広島県の取組

1 デジタル技術を活用した教育の推進

- 令和2年度から、県立学校において、順次、保護者負担による生徒一人1台のPC端末整備を行うことで、生徒一人一人の興味・関心や学習進度に応じた学びに加え、協働学習の充実など、多様な学びの実現に向けて取り組んでいる。
- 具体的には、生徒一人1台のPC端末整備と合わせ、学習活動の中で民間の教育クラウドサービスや、著作物を含むデジタルコンテンツなども有効活用することにより、生徒がデジタル機器を日常的に活用しながら主体的に学ぶ姿勢を育成できるよう取り組んでいる。

2 県立高等学校における教育環境の充実

- 県立高等学校において、保護者負担による生徒一人1台のPC端末を導入したことに伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯に対して、端末購入費用を給付する事業を実施している。
- 猛暑時における生徒の安全面への配慮や、学習環境を整えるため、次のとおり、県立高等学校への空調設備の整備を進めている。
 - ・未設置校への新規整備(リース契約)
 - ・既設置校における維持費等の保護者負担を県負担に切替え
- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、県立高等学校のトイレの洋式化等を実施している。
※いずれも、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用

3 大学生に対する支援

- 民間のアンケート調査(R2.7.31)では、「新型コロナウイルス感染流行前と比べ、アルバイト収入が減少した」と回答した学生が81.5%となっている。

課題

1 デジタル技術を活用した教育の推進

- 授業目的公衆送信補償金制度の施行に伴い、令和3年度から補償金を支払うことが求められている。また、デジタル教材を利用する場合も利用料負担が生じる。
※全県立学校の幼児児童生徒に係る補償金の額は年間約1,900万円(指定管理団体が示した単価に基づく令和2年9月30日時点での試算)
- オンライン授業などで学習教材や著作物を利用することは、デジタル技術を活用した学習活動の推進に不可欠であり、財政的な要因により利用ができなければ、「主体的な学び」を促す教育活動の弊害となるおそれがある。

2 県立高等学校における教育環境の充実

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済状況の悪化により、PC端末購入費用の給付対象世帯の増加が想定されることから、給付事業の継続には、国の財政支援が不可欠である。
- 県立高等学校の空調設備について、設置に係るリース料や、維持管理に伴う光熱費等が、今後も継続的に必要となる。また、トイレの改修についても、引き続き工事を実施し、洋式化率の更なる向上を図っていく必要がある(令和元年5月:約4割程度→令和2年度末:5割を超える見込み)。
- 県立高等学校については、空調設置やトイレ改修を含む大規模改造を行う場合の国の交付金(学校施設環境改善交付金)の対象外となっている。また、地方交付税の単位費用の積算(道府県分の高等学校費)に、空調設備の光熱費が含まれていない。このため、小・中・特別支援学校と異なり、安定的な財源確保が困難な状況にある。

3 大学生に対する支援

- 引き続き、世帯収入やアルバイト収入の減少により、経済的に困窮する学生が生じており、学生の修学支援を継続する必要がある。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

国への提案事項

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の継続等

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症に係る課題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や信用保証協会への損失補償を含めて経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ確に対応できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等、地方団体において必要となる財源について、積極的に財政措置を行うとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが想定されることから、保健所の体制強化等、新型コロナウイルス感染症に係る喫緊の課題に対応するための事業について対象に加える等、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象の拡大を行うこと。

3 減収補填債の対象税目の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税などを減収補填債の対象に追加すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策 (4) 財政措置の確保・拡充等

現状／広島県の取組

- これまで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などを最大限活用することで、累計1,349億円の予算を編成し、新型コロナウイルス感染症緊急対応策を実施している。加えて、国が主導した実質無利子・無担保融資の実施に伴い、信用保証協会に対する損失補償の債務負担行為を設定しているところである。
- 本県では、平成30年7月豪雨災害への対応などに伴い多額の財政調整基金を活用したことから、基金残高は大きく減少し、非常に厳しい財政状況となっている。このため、緊急対応策の実施にあたっては、全事業を対象とした見直しを行うことなどによって、その財源を捻出したところである。

■ 新型コロナウイルス感染症緊急対応に係る予算額

(単位:百万円)

新型コロナウイルス感染症緊急対応6つの柱	累計額
感染拡大防止対策	15,023
医療提供体制の確保	33,782
3密を避けた事業継続と雇用維持	(債務24,472) 60,695
安心・安全な県民生活	14,221
教育機会の確保	3,711
新しい生活様式を踏まえた経済活動の安定的発展	6,511
一般会計計	(債務24,472) 133,942
特別会計計	228
公営企業会計計	746
合計	(債務24,472) 134,916

※ 数値はR元年度からR2年度9月補正予算後までの累計額

課題

- 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、各都道府県において感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時機を逸することなく迅速かつ確に対応する必要がある。
- 一方で、本県では、非常に厳しい財政状況にあることから、県単独で十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施することは困難である。
- また、信用保証協会に対する損失補償については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっていないことから、損失補償が発生した場合に財政措置が必要である。
- このため、令和3年度以降においても、新型コロナウイルスに係る課題が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方団体において必要となる財源について、積極的な財政措置とともに、柔軟で弾力的な運用が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策 (4) 財政措置の確保・拡充等

現状／広島県の取組

○ 感染拡大防止対策や医療提供体制の整備を行うために、医療分では339億円、介護・福祉分では168億円の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用を見込んでいる。

(単位:億円)

	活用見込額	申請額	交付決定額
医療分	339	338	263
介護・福祉分	168	132	132
合計	507	470	395

■ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の状況

○ 対象となっていない事業等	
【積極的疫学調査に係る人員の確保】	今後、複数のクラスターが発生した場合に備え、積極的疫学調査に係る人員確保のために、県・市町保健師の相互応援を行う予定としているが、派遣に伴う人件費が対象となっていない。
【一般医療機関への医療資材の配付】	当県では、新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関に対して、必要に応じて医療資材を配付することとしているが、一般医療機関への医療資材の配付は包括支援交付金の対象となっていない。
【医療資材の備蓄体制の整備】	当県では、一定量の医療資材を備蓄することとしているが、保管するスペースが確保できていないため、既存施設を備蓄倉庫として改修する等の対応が必要になることが見込まれる。
【PCR検査の検査経費】	PCR検査の試薬代については、「感染症予防事業費等国庫補助金」の対象となっているが、補助率は事業費の2分の1であり、地方負担が発生している。今後さらに負担額の増大が見込まれる。(参考:R2予算額 342,360千円)

課題

- 今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが予測される中で、地方自治体が地域の感染拡大防止対策や医療提供体制の整備について、柔軟な対応をしていくためには、令和3年度以降の緊急包括支援交付金による支援の継続と増額が必要である。
- 緊急包括支援交付金については、使途が限定されており、積極的疫学調査に係る人員の確保や一般医療機関への医療資材の配付等、新型コロナウイルス感染症に係る喫緊の課題に対応するための経費の中でも、対象項目となっていないものがある。
- PCR検査に係る経費については、全額包括支援交付金の対象とする等、地方自治体の財政に負担が生じないような措置を講じること。

1 新型コロナウイルス感染症対策 (4) 財政措置の確保・拡充等

現状

- 令和2年度の県税等について、現時点での試算では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、当初予算と比較して、221億円の減収が見込まれる。
- このうち一定程度は減収補填債等を発行することにより補填されるものの、地方消費税などの税目については減収補填債の対象となっていないため、財政運営上の支障が生じる恐れがある。

■ R2年度県税等の見込

(単位:億円, %)

区 分	R2年度			
	当初予算 A	税収見込 B	増減額 B-A	増減率 B/A
県 税 等	3,605	3,384	▲ 221	93.9
うち地方消費税	1,298	1,219	▲ 79	93.9

- ※1 税収見込はR2年6月末の調定実績等を基に推計
 ※2 県税等は、県税、地方消費税清算金及び地方譲与税の合計から、税の市町等交付金を差し引いたもの
 ※3 うち地方消費税は、地方消費税と地方消費税清算金収入の合計から、地方消費税清算金支出を差し引いたもの

参考 1世帯あたり消費支出の対前年同月実質増減率の推移

R2.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
▲ 3.9 %	▲ 0.3 %	▲ 6.0 %	▲ 11.1 %	▲ 16.2 %	▲ 1.2 %	▲ 7.6 %

※ 総務省「家計調査報告」(R2.9.8)から

過去最大の落ち込み

課題

- 現行の減収補填債については、景気の動向に税収が左右されやすい法人2税や特別法人事業譲与税などが対象税目とされている。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、過去に例を見ない著しいマイナスの影響を与えており、これまで景気に対して安定的とされていた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念される。
- 特に、地方消費税については、都道府県税の約3割を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれる。
- このため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税などを減収補填債の対象に追加する必要がある。

2 ウィズコロナ時代の新たな地方創生

～適散・適集社会の実現に向けて～

新型コロナで顕在化した課題

- 新型コロナ危機は、過度に進行した「密集・密接・密閉」を避けて、人と人の距離を保つ「分散」がもたらす価値に気付かせるなど、東京一極集中をはじめとする従前からの日本社会が抱えていた課題を改めて顕在化させた。
- また、人との接触機会の低減により、家族や社会とのつながりの重要性を再認識させられ、加えて、自然と共存する持続可能な地球環境への意識を高めることとなった。
- こうした新たな価値観を前提とした新しい社会においては、
 - ・ 開放的で快適な環境の創造、
 - ・ リモートワークなどの新しい働き方やデジタル技術を活用した教育を可能とする情報基盤ネットワーク、
 - ・ 豊かな自然環境に囲まれた生活や働き方、地域課題を解決するための地域への関わりなどが求められる。
- 一方で、日本が持続的に発展し続けるためには多様なイノベーションを生み出す知の集積や集合も必要であることから、分散か集中の二者択一的な選択ではなく、「適切な分散」と「適切な集中」をうまく組み合わせた「適散・適集社会」の創造が求められる。
- 本県では、このたび新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定し、「適散・適集社会」のフロントランナーとなるよう、関連施策を推し進めていく。

ウィズコロナ時代の新たな地方創生 ～適散・適集社会の実現に向けて～

適散・適集社会

ウィズコロナ時代の新たな地方創生

- 人と人の距離を保つ分散の大切さ ⇒ 「開放的で快適な環境の創造」
- 持続可能な地球環境の再認識 ⇒ 「豊かな自然環境に囲まれた生活や働き方」
- 多様なイノベーションを生み出す ⇒ 「知の集積や集合」



日本が持続的に発展し続けるためには、「適切な分散」と「適切な集中」をうまく組み合わせた『**適散・適集社会**』の創造が求められる。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

- AI, IoT, ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)と呼ばれる潮流を, 省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上や競争力強化といった経済発展と, 人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や地域活力の低下などの社会課題解決の双方を実現する好機と捉え, 持続可能な社会の実現につなげていく必要がある。
- また, 新型コロナウイルス感染症を契機に, テレワークや遠隔教育, 遠隔医療, インターネットを活用した新たなビジネスモデルの創出など, 様々な場面でデジタル技術の活用の有益性が改めて認識され, 「新しい生活様式」への対応や経済の早期回復に向けてデジタル技術を活用した変革の必要性が高まっている。
- 加えて, 東京一極集中の課題も顕在化しており, 今後はリスクの最少化を図るため, 行政機能や経済機能の地方への分散や, 地方への移住定住の機運が高まると考えられる。
- こうしたことを背景として, 本県は, デジタル技術やデータを活用することで県や市町, 県内企業がより質の高いサービスやモノを提供することができ, これにより県民がそれぞれに最適なライフスタイルを実現できる魅力ある広島県を目指し, デジタルトランスフォーメーションに取り組んでいる。
- さらに, デジタルトランスフォーメーションを産学金官民で一体となって推進していくため, 今秋, 「広島県デジタルトランスフォーメーション推進協議会(仮称)」の設立を予定している。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

広島県のデジタルトランスフォーメーション推進方針

- 「仕事・暮らしのデジタル化」, 「地域社会におけるデジタル化」, 「行政のデジタル化」を3つの柱で推進するとともに, これらの基盤となる人材育成と官民データ連携の構築に向けて取り組む。
- 取組の実践を小さな単位で繰り返し, その成功や失敗の経験を活かしながら, 目指す姿を実現していく。

仕事・暮らしのデジタル化

- 官民が連携して社会課題を解決
- 県内産業の生産性向上・競争力強化

地域社会におけるデジタル化

- 中山間地域をはじめとする地域課題の解決
- 都市の機能・サービスの効率化・高度化

行政のデジタル化

- インフラの整備・維持管理, 防災・減災などの行政サービス等のデジタル化を進め, 県民の利便性を向上
- 行政の内部業務の効率化

人材育成・集積

官民データ連携

DX推進を支える基盤

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

1 スマートシティ※1・スーパーシティ※2の実現に関する支援

- スマートシティ・スーパーシティの実現に向けて取り組む地方自治体に対し、実証・実装事業の支援に加え、職員向けの研修やアドバイザーによるコンサルティングなど、計画策定や合意形成における支援を講じること。
- 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」や「スーパーシティ・オープンラボ」において、支援策、先行事例等を整理し、適時の発信に努めるとともに、スマートシティ・スーパーシティの実現に取り組む地方自治体と、企業や大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること

※1 都市の抱える諸課題に対して、デジタル技術を活用しつつ、マネジメントが行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

※2 物流、支払い、行政、医療・介護、教育等の複数の領域(少なくとも5領域以上)にまたがり、様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」を軸に、地域住民等に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市。

【提案先省庁: 内閣府, 総務省, 経済産業省, 国土交通省, 厚生労働省他関係省庁】

広島県の取組

- 県内の複数の市町において、デジタル技術やデータを活用した住民サービスの質の向上に向けた取組が進められており、県もこれを支援。

課題

- 地域のニーズを踏まえた計画策定やステークホルダーとの調整などの合意形成が難航し、実証事業は行うものの実装に至らない。
- デジタル技術やデータに関する専門知識を有する人材だけでなく、規制・制度に関する専門知識を有する人材も不足しており、検討が進めづらい。
- 依然として各府省による支援策が縦割りであり、目指すべきスマートシティの姿の検討や支援策の活用がしづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

2 自治体DXの推進に関する支援

- 国と地方が連携して実施する施策について、デジタル技術を活用し、自治体職員が効率的に作業ができ、住民が利用しやすい仕組みとすること。また、先行的な自治体の取組も参考とすること。
- 自治体DXの推進に当たっては、競争領域と協調領域を明確にし、自治体クラウドの導入や情報システムの共同利用などの協調領域については対応策を早期に示すとともに、必要な経費の支援を行うこと。また、競争領域については、積極的に取り組む自治体に対し、必要な支援を行うこと。
- 市町村の支援を行う都道府県に対し、財政的支援を講じること

【提案先省庁: 内閣府, 総務省, 経済産業省, 厚生労働省他関係省庁】

広島県の取組

- 行政手続のオンライン化に向けた取組を推進
- 総務省の補助金を活用して情報セキュリティクラウドを構築するなど、自治体クラウドの導入、情報システムの共同利用に向けた取組を推進。
- 自治体DXに取り組む市町に対し、計画策定や事業化の支援を実施。

課題

- 自治体間で情報システムの更改時期や業務プロセスが異なり、調整事項が多岐にわたる。また、共同利用を段階的に行う場合、先行実施自治体に対する財政的支援がない。
- 令和3年度末に情報セキュリティクラウドの契約期間が5年を経過するため、早急に今後の方針を決定することが必要。
- 競争領域と協調領域の見極めが難しい、先行して取り組むことのリスクがあるなどの理由により、具体的な取組に着手しづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

3 企業DXの推進に関する支援

- 企業等のDXに関する理解を醸成するため、企業等がDXを推進する際に参考とする優良事例やガイドライン等の提供・発信や講演会・講習会等を実施すること
- 中小企業等におけるデジタル技術の導入による生産性向上支援に加え、中小企業等におけるデジタル技術やデータ活用への理解を促進するため、デジタル技術の動向や優良事例等の共有・発信、講習会の実施などの支援を講じること
- 地域企業等に対してDXの理解醸成や取組支援を行う地方自治体に対し、人的・財政的支援を講じること

【提案先省庁：内閣府，経済産業省】

広島県の取組

- 企業等がデジタル技術やデータを活用して新たな付加価値を創出できる環境を整備。
 - ・ 講演会の開催やIoT活用の支援，eラーニングカリキュラムの開発
 - ・ 新たなビジネスモデルの構築を支援
 - ・ ものづくりのデジタル化を担う人材の育成
 - ・ デジタル技術やデータ活用のノウハウを持つ企業・人材の集積

課題

- 実証事業を行うなどデジタル投資を行うもののビジネス変革には至っていない。
- デジタル技術の導入による生産性向上に取り組んでいない中小企業等も存在。デジタル技術やデータ利活用に対する理解を促進する支援が不十分。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

4 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な情報通信基盤の確保に関する支援

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要なブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることを含め、情報通信インフラの確保に必要な制度整備等を行うこと
- 通信事業者による情報通信インフラの整備・維持管理・更新が見込めない地域における整備費用や維持管理・更新費用に対する財政的支援の拡充，通信事業者への譲渡に関するルール整備など情報通信インフラの確保に必要な支援を講じること
- 通信事業者に対し，5Gサービスの早期提供及びサービス提供開始予定時期の公表を促すこと

【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な光ファイバの未整備地域や公設情報通信インフラの維持管理・更新が負担となっている地域に対し，整備費用の一部を支援。
- 5Gは，地域課題解決に必要な情報通信インフラとして，都市部だけでなく，中山間地域や離島などにおいても早期整備が期待。

課題

- 光ファイバが整備済みであっても，テレワーク・遠隔教育等を安定的に利用できない地域が存在。
- 公設インフラの維持管理・更新費用が自治体の財政を圧迫[※]。維持管理・更新費用が高額であるため，民間事業者への譲渡も困難。
※ 通信基盤だけでなく，地上デジタル放送を視聴するためのケーブルテレビや共聴施設の維持管理・更新費用も自治体・地域の負担となっている。
- 通信事業者の提供する5Gサービスの提供開始予定が公表されておらず，地域におけるDXの計画策定が行いづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

5 官民が良質なデータを活用できる環境の整備に関する支援

- データ保有者であり、データを活用する者となりうる住民や民間企業、地方自治体が、安心して安全にデータを活用し、住民のニーズに合ったサービスの提供や新ビジネスの創出ができるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関するルールを示すこと
- データ流通・活用ルール等の検討にあたっては、検討状況を可能な限り公表するとともに、地方における取組も参考とすること
- 地方自治体職員向けに、オープンデータ推進に必要な知見・技術を習得する研修に加え、オープンデータの意義・効果を理解する研修を実施するとともに、推奨データセットを拡充し、活用を推進すること

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省他関係省庁】

広島県の取組

- 異分野間のデータ連携による新ビジネス・サービス創出を目指し、ひろしまサンドボックスデータカタログサイト及びデータ連携基盤を公開。
- デジタル技術を活用したインフラマネジメントを支える情報連携基盤の構築を検討。
- AIを活用した子供の予防的支援の仕組み構築のため、モデル市町で実証実験を実施。
- 県及び市町におけるオープンデータを推進。

課題

- 掲載データの拡充，データを活用した新ビジネス・サービス創出に向けた実践への参加拡大。
- 連携する情報，安全性の確保，データ管理に関するルール，運用体制等の整理。
- データへのリモートアクセスや活用制限等があり，情報が活用しづらい。
- 職員の理解が進まないため，オープンデータに向けた取組にリソースを割くことができない。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

6 地域におけるDX人材の育成・確保に関する支援

- デジタル技術やデータ活用による課題解決やビジネス創出に精通した専門人材の派遣，専門人材を確保する際の経費に対する財政的支援など，地域におけるDX人材の確保に関する支援を拡充すること
- DX人材の育成・確保に取り組む地方自治体や企業に対する支援を拡充すること
 - ・ デジタル技術の動向やデータ活用に関する事例等の共有・発信の強化
 - ・ DX人材育成のためのプログラムや教材の開発・提供
 - ・ 地域における講習会等への講師派遣や開催経費等に対する財政的支援の拡充

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 令和3年度より，情報職を採用予定。
- 「ひろしまサンドボックス」における実証等の活動を通じたデジタル人材の育成・集積。
- 「広島大学デジタルものづくり教育研究センター」や「ひろしま自動車産学官連携推進会議」など，産学金官が一体となって，県内産業のデジタル化を担う人材を育成。

課題

- デジタル技術を安全かつ円滑に導入・活用できる人材や，新たな製品・サービスの創出や異分野連携の核となる人材，規制・制度に関する専門知識を有する人材等が不足。
- 県民全体のデジタル技術やデータ活用の理解の底上げを図るとともに，地域においてDXを担う人材を育成することが必要。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

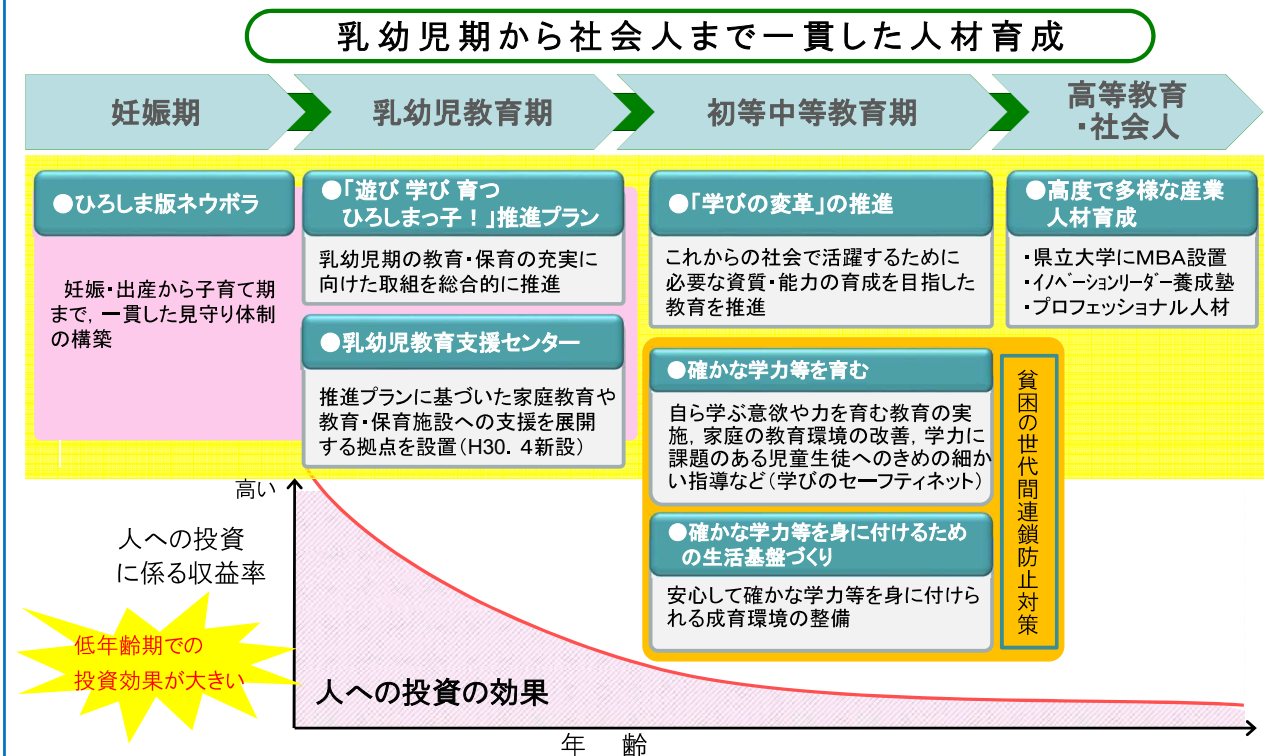
広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、更なる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、「安心して預けられる受け皿の確保」「乳幼児期の教育・保育の質の向上」を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く推し進めていただきたい。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系



2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

(1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 全ての子育て家庭との面談や、医療機関、幼稚園・保育所等関係機関との連携などにより、課題やリスクを確実に把握し、早期に適切な支援に結び付ける仕組みを構築するために更なる財政措置の拡充を図ること。

(2) 子供の予防的支援の推進

- 市町における子供の育ちに関する様々な情報を活用し、虐待や不登校などのAIを活用したリスク予測を行うことにより、支援を要する子供の早期発見や早期支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政措置の拡充を図ること。
- マイナンバー利用事務系のデータの積極的な活用に向けて、セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直しを含めた検討を行うこと。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士・幼稚園教員の確保

- 働く女性の増加による保育ニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。
- 幼児教育の質を向上させるため、国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。

(2) 自然保育に対する国制度の創設及び財政支援

- 子供が自然を活用して主体的・創造的・直接的に体験活動を行う施設について、新たに認可(又は登録)制度を創設し、施設を利用するすべての3歳以上の利用者に対して、幼児教育・保育の無償化と同等の財政措置を講じること。

国への提案事項

(3) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等の充実を図ること。

3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力、個々の発達特性や興味・関心等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、次のような取組に対する支援を拡充すること。
 - ・ 小学校低学年からの学習のつまずきの解消を図る取組や、「個別最適な学び」の推進に向けた学校における学習環境の整備
 - ・ 経済的に困難な状況にある家庭への就学援助等の更なる充実による教育費負担の軽減
 - ・ 学校を核として地域の力を最大限に活用できる仕組みづくりを一層推進するなど、地域における子供たちの教育環境等の整備

【提案先省庁：内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

現状／広島県の取組

【ひろしま版ニューボラ構築の推進】

- 子育て家庭の安心感を醸成するため、市町のニューボラ拠点による定期的で完全な全数把握と、専門職を核とした関係機関等との連携により、全ての子育て家庭の状況を漏れなく・切れ目なく把握し、それぞれの状態に応じた適切な支援サービスにつなげ、子育て家庭の不安が解消するまで見守り・支援する仕組みである「ひろしま版ニューボラ」の構築を推進している。
- 現在、県内6市町において、「ひろしま版ニューボラ」に基づいた取組を実施しており、R3年度からは、さらに5市町追加し、計11市町において実施予定。将来的に全23市町への展開を目指している。

【子供の予防的支援の推進】

- ニューボラを含めた子供の育ちに関する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行うことで、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みを構築するため、モデル市町で実証試験を行っている。

課題

【ひろしま版ニューボラ構築の推進】

- 「ひろしま版ニューボラ」の取組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。

【子供の予防的支援の推進】

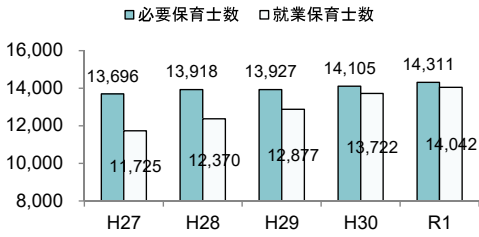
- 市町の保有している情報を部局横断的に活用し、虐待や不登校など様々なリスクのある子供及び家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。
- マイナンバー利用事務系のデータに対するタブレット端末等からのリモートアクセスについては、セキュリティポリシー上制約があり、十分な情報の利活用が進まない。

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

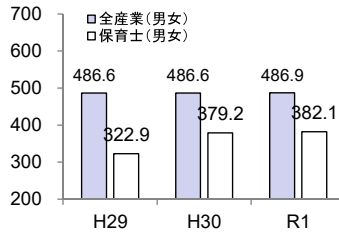
保育士の確保

- 働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は令和2年5月時点で全国第3位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

＜保育士の不足状況(広島県・推計)＞



＜平均年収の状況(広島県)＞



課題

- 働く女性の増加により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

自然保育(森のようちえん)



自然保育は、子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス(精神的回復力)等を育む幼児教育として評価を高めている。



広島県においても、平成29年度に「ひろしま自然保育認証制度」を創設
認証団体:37団体(R2.10.1現在)

課題

- 多くの「森のようちえん」は幼児教育・保育の無償化の対象外となっており、今のままでは、
 - ・利用者の減少による、経営持続危機
 - ・地方の大自然を活用し、子供達の豊かな人間性の育成、心身の調和のとれた発達の基礎を培う取組の大幅な減少等が懸念される。

森のようちえんとは…

森、里山など野外フィールドでの自然体験活動を基軸とした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

幼稚園教員の処遇改善

- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園等は、施設型給付(国・県・市町の義務的経費)として全国一律のスキームで実施され、全額公費で措置されている。
- 一方、新制度に移行していない幼稚園(約5割)の教員に係る処遇改善は、国が平成29年度から補助事業を開始したが、補助要件等は各都道府県で自由に設計するものとなっており、スキーム(補助率、上限、事業者負担)がバラバラになっている。
- 本県においては、平成30年度から、国の支援制度を活用して、事業者負担のない2%の補助(月5千円相当)を開始し、令和元年度からは3%に引き上げ(月7千円相当)で実施する等、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいる。

＜施設型給付との比較＞

区分	施設型給付	私学助成の幼稚園
制度	法定の給付	補助
財政措置等	全額公費負担 (国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)	国は都道府県補助額の1/2以内を補助
補助要件等	①処遇改善加算Ⅰ 全教職員に6%を一律に支給(月額18千円程度) ②処遇改善加算Ⅱ 技能、経験等に応じた追加加算(最大月額約40千円)	次の①②以外は、都道府県で自由に制度設計 ※対象は専任教員のみ ①各都道府県が定める「ベースアップの基準」を超える給与改善の実施 ②給与改善が一時的なものではなく後年度にわたり効果が及ぶこと

課題

- 私学助成の処遇改善事業について、助成要件のバラつきが、幼児教育の質のバラつきを生じさせるおそれがある。
- 補助事業は、全額、教員の給与の引き上げに充てられるものであるが、国の私学助成予算の範囲内で実施されるため、財源が不足する可能性がある。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

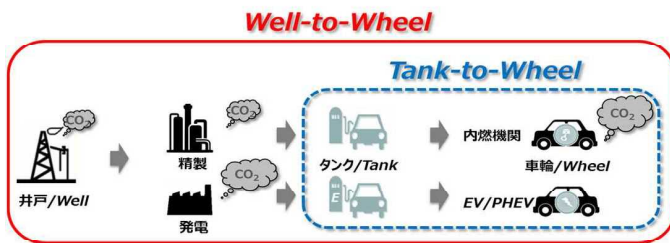
国への提案事項

1 内燃機関の重要性について

- Well-to-Wheel評価での地球温暖化対策の全体最適化や国内産業育成を図る観点から、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高度化について、引き続き支援すること。
- 特に、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの観点から、運輸部門におけるエネルギー源の多様化、低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等について、「カーボンリサイクル技術ロードマップ」に定めるとおり、早期の普及実現に向けた技術開発等を継続的に支援すること。

2 車体課税の見直しについて

- 車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、Well-to-Wheel評価を基準とした自動車ユーザーが納得できる公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。
- また、コロナ禍による需要の減退に配慮し、必要な措置を講ずること。



【提案先省庁：経済産業省、国土交通省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

① Well-to-Wheel評価による取組の加速

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとにベストな対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関を高度化するとともに燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelと実用燃費重視の観点が必要である。

国の取組状況等

【国のエネルギー施策】

- 第5次エネルギー基本計画
(前略)当面堅調な需要が見込まれる軽油については、バイオディーゼル燃料の研究開発動向や世界的な導入動向等を踏まえつつ、今後のバイオディーゼル燃料の導入のあり方を検討していく。

● カーボンリサイクル技術ロードマップの策定

資源エネルギー庁は、研究開発分野を特定し、開発のスケジュール感、克服すべき課題を明らかにした「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を策定。(微細藻類バイオ燃料については、2030年をターゲットとした液体燃料の製造技術の一つとして記載)

【新燃費基準の策定】

経済産業省・国土交通省の合同会議において取りまとめられた「乗用車燃費基準等」において、Well-to-Wheel評価及びWTLCモードでの燃費値算定を明記。

【令和2年度与党税制改正大綱(検討事項)】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ② DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

新型コロナウイルス感染症による環境変化に対応し、旅行需要を早期に回復させるため、観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要であり、その役割に相応する財政的基盤の強化は急務である。このため、

1 国際観光旅客税について、観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改革を行うこと
 - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
 - ・ 5年を超える長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定

【提案先省庁：内閣府、観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ② DMOによる観光地経営の推進

現状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO^(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1：日本版DMO：162法人、日本版DMO候補法人：119法人が登録を受けている。(2020年3月31日現在)

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新したが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により激減している。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)			対前年同期比 (1月～7月)	
		2015年	2019年	2020年 1月～7月(速報値)		
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	4,401,650	2,596,760	973,210	37.5%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	288,690	176,910	37,620	21.3%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	115,656,350	69,400,570	16,196,020	23.3%

(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2020年度は約511億円の予算が充当されている(2021年度の概算要求額は290億円)。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、DMOの人材育成等に対する支援及び各地方運輸局がDMOと連携しながら実施する滞在型コンテンツの造成の取組に充当(2020年度予算7.4億円)されている。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが^(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2：ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。
また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収(※4)を開始

※4: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2021年度概算要求額は290億円(2020年度予算額は約511億円)。

◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の徴収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度(※5)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※5: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

① 広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。

② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定的財源の確保が必要。

特に、せとうちDMOの事業費のうち、大きな割合を占めている国の補助(「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」)について、2021年度の概算要求では、2020年度とほぼ同額であるものの、2019年度と比べ大幅に減額(※6)されている。

(※6: [2019年度]1,391百万円→[2020年度]761百万円→[2021年度(概算要求額)]760百万円)

③ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 国際観光旅客税の使途についての課題

① 国際観光旅客税の大半は、2020年度においても前年度と同様に国主導の取組(出入国・通関等の環境整備、JNTOによる情報発信、国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。

② その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。

② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ③ 暖冬により観光産業が被っている影響への支援

国への提案事項

暖冬により観光産業が被っている影響に対して、支援策を講ずること

1 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

- 一昨年に続く昨冬の暖冬や新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場及び観光関連事業者が大きな影響を受けている中、経営環境のさらなる圧迫を防ぐため、令和3年3月31日に終了予定の、索道事業を営むスキー場がゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油の引取に係る「課税免除の特例措置」を延長すること

【軽油引取税の課税免除の特例措置】

軽油の引取り(購入)に対して、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が課税されるが、法令に規定された「特定の用途(免税の用途)」に使用する場合は、免除される。

2 スキー場等による地域の自主的な取組への支援策の構築

- 中長期的には、暖冬等の気象要因に関わらず、また、年間を通じた観光誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、その採択等に当たっては、降雪状況を踏まえ、雪不足地域の優先採択、補助率の嵩上げなど、雪不足地域に配慮すること

【提案先省庁：総務省、国土交通省、観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

③暖冬により観光産業が被っている影響への支援

現状／広島県の取組

- 一昨年に続き、昨冬の雪不足さらには新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場は大きな影響を受けているほか、今後のスキー場離れも予想される。
 - スキー場を始め、観光産業の経営主体の多くは、中小企業であり、被っている影響は大きく、ひいては地域経済への影響も大きい。
- 【影響例】令和2年7月、「ひろしま県民の森」の指定管理者が自己破産を申請した。昨冬のスキー場営業は8日間に留り、主要な収入源であるスキー場収入が落ちこんでいた。
- 国において、国際競争力の高いスノーリゾートを育成するための補助事業をR2年度において実施しているが、本県のような雪不足に悩む小規模なスキー場の支援を目的とするものではない。

【本県における対応状況】

売上高の減少により経営の安定に支障が生じる中小企業者等に対し、県費預託融資制度による緊急金融支援の実施(R2年9月末日までの利用実績 12件)

課題

- 索道事業を営むスキー場において、ゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油に係る軽油引取税が免税となっているが、特例措置が廃止された場合、その影響は非常に大きく、その延長が必要である。
- より長期的な視点では、グリーンシーズンに楽しめるコンテンツの開発や環境整備などにより、年間を通じて、また暖冬など気象要因に関わらず、誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援が必要である。

<広島県内豪雪地域ごとの降雪の合計> (単位:cm)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
八幡	475	493	675	280	113
高野	450	589	609	200	58

<広島県内のスキー場数・営業日数総計の推移>

年度	H27	H28	H29	H30	R元
スキー場数	14	14	13	12	11
営業日数計	847	899	878	540	420

※R元は、暖冬によりオープンできたのは8スキー場のみ。